

Tax

Issue P383 – 2024 年 2 月 4 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

「会社法」改正による税務上の影響に関する考察

Authors:

Charles Gong

Partner

Tel : +86 10 8520 7527

Email : charlesgong@deloitte.com.cn

Danna Du

Manager

Tel : +86 10 8512 5409

Email : dadu@deloitte.com.cn

2023 年 12 月 29 日、改正後の「中華人民共和国会社法」（以下、新「会社法」）が全国人民代表大会常務委員会で可決され、2024 年 7 月 1 日から施行される運びとなった。今回の「会社法」改正では、実務経験と理論的な成果を踏まえ、企業資本制度の整備、コーポレート・ガバナンス体制の最適化、株主権利の保護と経営層責任の強化などの視点から、現行の「会社法」に対する条項の追加・削除及び改正が行われた。「会社法」は、企業の組織構造と行動・活動を規範化する根幹の法律として、中国の社会・経済において重要な地位を占めており、その改正は、関連する企業の財務・税務処理に複数の影響をもたらすことが予想される。本 Tax Analysis では、今回の「会社法」改正について、登録資本金の払込期限、利益配当の法定期限、及び欠損の補填に関する改正から想定される税務上の影響について概要分析を行う。

登録資本金の払込期限に関する規定の追加

第 47 条 有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関にて登記された「全株主が引き受けた出資額」とする。全株主が引き受けた出資額は、株主が会社定款に則って会社成立の日から 5 年以内に全額払い込まなければならない。

法律、行政法規及び国务院決定に、有限責任会社の登録資本金の払込金額、登録資本金の最低限度額、株主の出資期限について別途規定がある場合は、その規定に従う。

.....

第 266 条 本法は 2024 年 7 月 1 日より施行する。

本法が施行する前に登記・設立した会社は、その出資期限が本法で定める期限よりも長い場合、法律、行政法規及び国务院決定に別途規定がある場合を除き、本法で定める期限へと段階的に調整しなければならない。その出資期限、出資額に明らかな異常がある場合、会社登記機関は法に則り、出資期限の期限付き調整を会社に求めることができる。具体的な実施細則は国务院が定める。

登録資本金の引受額登記制を整備し、有限責任会社の登録資本金の払込期限に関する規定を追加したことが、今回の「会社法」改正の目玉の一つである。現行の「会社法」（2013年改正）により、有限責任会社の登録資本金に対する「払込実額登記制」から「引受額登記制」に改められ、市場参入規制の緩和、資本金登記に係る取引コストの削減などにおいて一定の成果が出たものの、出資期限に関する法的拘束の欠如から、実務上、虚偽の登録資本金引受額や払込期限の長期化などが見受けられた。今回の「会社法」改正では、登録資本金の払込期限を5年間に設定する規定が追加されており、上述した問題の解消、及び誠実で秩序正しいビジネス環境の構築への寄与が期待される。

留意点として、新「会社法」に、出資期限が5年間を超える既存企業を対象として、出資期限の段階的調整を求める規定が盛り込まれている。これは、出資期限が5年間を超える既存企業が、経過措置の期限内に出資義務を履行することで出資期限規定への適合を確保するか、或いは減資や株式譲渡などによって出資圧力の軽減を考慮する必要があることを意味する。関連する株主は、上述の行動を取る前に、想定される税務上の影響を把握する必要がある。

出資の払い込み

株主は伝統的な「貨幣をもって出資する」アレンジのほか、各種の非貨幣財産をもって出資するアレンジや、準備金または未処分利益などの資本組み入れを検討できる。一般的な出資形態に想定される税務上の主な影響を下表の通りまとめた。

	株主	投資先企業
貨幣をもって出資する	通常、税務上の影響はない	印紙税： 「課税文書：営業帳簿」として課税される。或いは、「売買契約書」や「財産権譲渡証書」などの課税文書として課税される可能性もある ⁴ 契税： 「土地所有権およびその土地上の建物を用いた出資」として課税される。条件に適合する場合は、契税の徴収が免除される
非貨幣財産（有形資産、無形資産、不動産、株式、債権等）をもって出資する	企業所得税/個人所得税： 財産の譲渡とみなして課税され ¹ 、条件に適合する場合は、課税所得額を5年間に分割する上で、年度ごとに企業所得税/個人所得税を計算・納付することができる 増値税及び付加税²： 財産の譲渡とみなして課税される ³	
	印紙税： 「売買契約書」や「財産権譲渡証書」などの課税対象項目（課税文書）として課税される可能性がある ⁴ 土地増値税： 「土地所有権およびその土地上の建物を用いた出資」として課税される。条件に適合する場合は、土地増値税の徴収が暫定的に免除される ⁵	
準備金または未処分利益などの資本組み入れ	企業所得税/個人所得税： 株式配当所得を認識し、条件に適合する場合は免税を享受できる ⁶	

¹ 条件に適合する場合、特殊税務処理（例：条件に適合する株式或いは資産の買取）の適用、或いは課税繰延政策（例：条件に適合する「技術的成果による出資持分取得」）の適用を選択することができるが、その場合、出資時点で所得税の納税義務が発生しない。

² 付加税には、主に都市維持建設税、教育費付加、地方教育付加、及び一部地域で課税されるその他の項目（水利建設基金など）が含まれる。

³ 増値税の課税対象（機械設備などの有形貨物、特許技術などの無形資産、株式・債券などの金

For more information, please contact :

Tax & Business Advisory Indirect Tax Services Control Partner

Andrew Zhu

Partner

Tel : +86 10 8520 7508

Email : andzhu@deloitte.com.cn

華北地区

Angela Zhang

Partner

Tel : + 86 10 8520 7526

Email : angelazhang@deloitte.com.cn

華東地区

Jeff Xu

Partner

Tel : +86 21 6141 1278

Email : jexu@deloitte.com.cn

華南地区

Raymond Tang

Partner

Tel : +852 2852 6661

Email : raytang@deloitte.com.hk

華西地区

Frank Tang

Partner

Tel : +86 23 8823 1208

Email : ftang@deloitte.com.cn

融商品、不動産等）をもって出資する場合に適用され、条件に適合する場合（例：個人による金融商品の譲渡など）免税優遇を享受できる。

⁴出資に用いられる資産は、種類によって異なる課税対象項目に該当する可能性がある（例：不動産所有権変更がある場合、「課税文書：財産権譲渡証書」として印紙税を納付する）。

⁵組織再編の際に、不動産を換価して出資し、且つ不動産開発企業に関わらない場合、土地増値税の徴収が暫定的に免除される。

⁶条件に適合する場合、株主は株式配当の免税優遇（例：適格居住者企業の株式配当など）を享受できる。また、特定の場合（例：非居住者企業が条件に適合する配当金を直接増資に用いること；個人が株式を買い取った後、条件に適合する元の資本剰余金を資本に組み入れることなど）は、税額の徴収が（暫定的に）免除される。

新「会社法」第 48 条に、出資に使用できる非貨幣財産の種類が列挙されているが、その内容は現行の「会社法」と比べて、「株式」と「債権」の二種類が追加されている。

- 今回の「会社法」改正により、「出資に使用できる非貨幣財産に株式が含まれる」ことが初めて明文化されたが、これまでの経済実務上、株式を換価して出資するケースは少なからず存在し、関連する租税規定も整備されている。また、株式換価による出資の内、一部のアレンジ（例：条件に適合する株式買取）に対して、特殊税務処理の適用を選択することで課税繰延効果を得られるため、株式資産による出資の活性化に寄与する。
- 新「会社法」では、「出資に用いた債権の債務者が投資先企業であることの必要性」については言及されていない。投資先企業を出資に用いた債権の債務者とするアレンジは、実務上よく見られる「債転株（デットエクイティスワップ）」アレンジに該当し、関連する租税規定が整備されており、参考となる事例が多く存在する。一方、投資先企業以外の主体を債務者とするアレンジは、実務上事例が少なく、債権の額面金額に準拠しない出資アレンジ（例：評価後の割引価額で出資するアレンジ）を取る場合、株主の不良債権処分損の控除、投資先企業の債権回収などに関連する税務処理について考慮する必要がある、一部租税規定の適用に関して検討の余地が存在する可能性がある。

減資

有限責任会社の登録資本金を減額させることが、株主の出資圧力を軽減する重要な方法の 1 つである。現行の実務上、投資先企業は通常、払込未済の登録資本金を会計上認識せず、株主は通常、払込未済の登録資本金を所得税の課税標準或いは債権の額面金額として認識しない。したがって、払込未済の登録資本金の減額のみを行う場合、株主による投資先企業からの実質的な財産回収を伴わないため、通常、株主と投資先企業に税務上の影響が生じない。

ただし、減資に、株主による投資先企業からの財産（貨幣等）の回収を伴う場合、株主に生じる所得税上の影響について留意する必要がある。

- 会社制企業の株主——取得した財産の種類に応じて税務処理を行う必要がある。1) 初期投資に該当する部分は、投資の払い戻しとして認識し、税務上の影響はない。2) 投資先企業の払込資本金の減少額に比例して計算した累計未処分利益と累計利益剰余金の減少額に該当する部分は、株式配当所得として認識し、居住者企業の株主は通常、企業所得税徴収免除の適用を受けられる。3) 残りの部分は、投資資産の譲渡所得として認識し、株主の課税所得額に算入して納付すべき税額を計算する。
- 自然人株主——現行規定によれば、自然人株主が減資により取得した資産は原則として、自然人株主の「当初の出資実額および関連する租税公課」を限度額とし、限度額超過分は株式譲渡所得として個人所得税の課税対象となり、限度額未満であれば、個人所得税の徴収が免除される。

株式譲渡

減資のほか、株式譲渡も、有限責任会社が将来における出資義務の発生を回避するために検討できる選択肢の 1 つである。ただし、株式譲渡を通じて譲渡人の責任を完全に解消することができないことに留意する必要がある。新「会社法」第 88 条の規定によると、株主が「払い込みを引き受けたが、払込期限未到来の出資額」に対応する株式を譲渡する場合、譲受人が関連する出資義務を負うが、譲受人が期限通りに出資額の全額払込を完了していない場合、譲渡人は譲受人の払込未済出資額に対して、補完的責任を負う。

有限責任会社による株式譲渡において、譲渡人に発生する税務上の影響は通常、所得税と印紙税に関するものである。

- 企業所得税——会社制企業の株主による株式譲渡は原則として、株式譲渡による収入から課税標準額を差し引いて株式譲渡による所得を算出した後、この所得を課税所得額に計上して納付すべき税額を算出する必要がある。条件に適合する取引（例：株式投資を通じて行われる一部の株式譲渡）において、譲渡人は上記の所得を複数の課税期間に分けて納税することでき、また、特殊税務処理を適用することで、所得税の納税義務を翌期以降に繰り延べることができる。
- 個人所得税——自然人株主による株式譲渡は原則として、株式譲渡による収入から取得原価を差し引いて株式譲渡による所得を算出し、「課税対象項目：財産譲渡所得」として納付すべき税額を算出する必要がある。株式譲渡による収入が適正価格を著しく下回り、且つ正当な理由がない場合、税務機関から株式譲渡収入の査定を受ける可能性がある。条件に適合する取引（例：株式投資を通じて行われる一部の株式譲渡）において、譲渡人は上記の所得を複数の課税期間に分けて納税することできる。
- 印紙税——譲渡双方は「課税文書：財産権譲渡証書」として印紙税を計算し納付する。

なお、譲受人が期限通りに出資額の全額払込を完了していない場合、譲渡人は、譲受人の払込未済出資額に対して補完的責任を負うが、当該補完的責任による出資額の損金算入（或いは前期の株式譲渡収入からの控除）が認められるか否かは、追って法令と実務の明確化が待たれる。

利益配当の法定期限に関する規定の追加

第 212 条 株主会が利益配当を決議した場合、董事会は株主会決議がなされた日から **6 か月以内に**配当を行わなければならない。

新「会社法」に、利益配当の法定期限に関する規定が追加されており、「董事会が利益配当に関する株主会決議がなされた日から **6 か月以内に**配当を行わなければならない」と定められた。この規定は、董事会による利益配当決議の履行懈怠の防止、及び株主利益の保護を意図するものである。

利益配当の法定期限に関する規定の追加は、株主会決議から利益配当の実行までの時間短縮に寄与することが予想されるが、株主の配当所得にかかる納税義務の発生までの時間も同様に短縮しているかという疑問が生じる。

居住者企業の株主について、投資先である居住者企業から取得した配当金は、多くの場合において企業所得税の徴収が免除され、課税対象として税務処理を行う必要がない。企業所得税を納付する必要がある場合、国税函[2010]79号通達によると、企業が権益性投資より取得した配当金などの収入は、投資先企業の株主会または株主総会が利益配当または株式転換を決議した日に収入の実現を認識しなければならない。したがって、株主会決議から利益配当の実行までの時間短縮は、利益配当収入の認識時点、及び利益配当収入にかかる納税義務の発生時点に影響を及ぼすものではない。

非居住者企業の株主、及び自然人株主について、配当金所得にかかる所得税は、投資先企業¹が配当を行う時点で源泉徴収²されるため、株主会決議から利益配当の実行までの時間短縮は、投資先企業における税務処理関連の業務手配に影響を及ぼす可能性がある。投資先企業の株主会における利益配当の決議後、董事会は法定期限内に利益配当を行う必要があり、企業は期限通りに納税し、税務コンプライアンスを確保するために、税務処理の関連業務を合理的に手配する必要がある。

資本準備金と登録資本金による欠損の補填

¹ 国家税務総局による国税函[1997]656号通達より抜粋：源泉徴収義務者（投資先企業）は、納税義務者（自然人株主）が取得すべき配当金を、源泉徴収義務者の勘定科目を通じて配当先である個人に配分し、配当先である個人がいつでも引き出せるようにするアレンジを取る場合、源泉徴収義務者の勘定科目を通じて配当先である個人に配当収入を配分する時点で、納税義務者が配当所得を認識すべきである。

² 自然人株主が国内上場企業の株式を保有することで取得した配当金は、適用要件への適合状況に応じて、異なる個人所得税政策が適用される。条件に適合する配当金は、個人所得税の徴収が暫定的に免除される。

第 214 条 会社の準備金は、欠損の補填、生産経営の拡大、又は登録資本金への組み入れに充てられる。
準備金による欠損の補填にあたって、任意準備金と法定準備金を優先的に使用して欠損を補填する。補填し切れない場合、規定に従って、資本準備金を欠損の補填に充てることができる。

.....

第 225 条 会社は本法の第 214 条第 2 項の規定に従って、資本準備金を欠損の補填に充てた後、依然として欠損を補填し切れない場合、登録資本金を減額して欠損の補填に充てることができる。ただしその場合、会社は株主への配当、及び株主の出資額/持分譲渡対価の支払義務の免除を行ってはならない。

.....

新「会社法」は、改正前の「資本準備金を欠損の補填に用いてはならない」という規定を改め、「任意準備金と法定準備金を用いても欠損を補填し切れない場合、資本準備金を欠損の補填に充てることができ、依然として欠損を補填し切れない場合、登録資本金を減額して欠損の補填に充てることができる」と定めた。この規定は、欠損の補填について従来よりも多くの選択肢を会社に与えたものの、資本準備金と登録資本金による欠損の補填に関する税務処理について物議を醸した。

新「会社法」第 214 条、第 225 条の規定に従って欠損の補填に充てられる任意準備金と法定準備金は通常、税引後利益を用いて積み立てられるため、任意準備金と法定準備金による欠損の補填が企業所得税に影響を与えることはない。

任意準備金と法定準備金と違って、資本準備金には通常、資本の性質を持つ株主投資（例：資本プレミアム）も含まれる。ここ数年、会計基準に則り、会計上に「資本準備金」科目で集計する内容は従来よりも増えており、それに伴い、「資本準備金」関連の税務処理が従来よりも複雑になっている。新「会社法」の施行開始に伴い、資本準備金による欠損の補填が認められるようになった後、「資本準備金」の細分類ごとに税務処理を考慮する必要があるか、欠損の補填に充てられる資本準備金を課税所得とみなし、税務上の欠損と相殺する必要があるかなどの問題は、議論を引き起こす可能性がある。

また、登録資本金の減額による欠損の補填を認める規定の明文化は、新「会社法」が初めてであるものの、実務上、減資による欠損の補填を試みた事例は以前から存在しており、その税務処理を巡って議論があった。「減資による欠損の補填は、所有者権益の内部構造の変化のみを引き起こすが、会社はそれによって実質的にいかなる所得も取得しないため、会社の税務上の欠損および株式の課税基準額に何ら影響を及ぼすことはない」という見解が少なからず見受けられる一方、「所得税の視点から、前述の行動は「会社が減資分の金額を株主に支払う」→「株主がこれを会社に贈与する」にブレイクダウンされるため、会社の税務上の欠損および株式の課税基準額の減額処理を行う必要があり、その金額は、登録資本金の減額分に相当する（注：税務上の欠損では相殺しきれない場合、課税所得が生じる可能性がある）」という見解も存在する。新「会社法」の施行後、資本準備金と登録資本金による欠損の補填がより一層普及することが予想され、その税務処理の明確化が期待される。

結論

総じて言えば、新「会社法」の施行後、関連事業体は会社設立、出資、株式譲渡、利益配当、欠損補填等に際して、新「会社法」によってもたらされる実務の変化、および税務上の影響に留意することが推奨される。今回の「会社法」改正は、会社の登録・設立から解散・清算までのフルサイクルの各段階に関わっており、想定される税務上の影響は、前述以外にも多く存在する。関連事業体は、新「会社法」の内容を詳しく把握、関連する法律法令の動向に留意し、税務上の分析を踏まえて、投資・経営などのビジネス戦略において新「会社法」から受ける影響について分析し、必要に応じて専門機関に相談することで、ビジネス上・税務上の潜在的なリスクに備えて、対応策を用意することが推奨される。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact the regional leaders:

China

Victor Li

Tax Managing Partner
Tel : +86 755 3353 8113
Fax : +86 755 8246 3222
E-mail : vicli@deloitte.com.cn

Northern China

Xiaoli Huang

Partner
Tel : +86 10 8520 7707
Fax : +86 10 6508 8781
E-mail : xiaoli Huang@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner
Tel : +86 21 6141 1059
Fax : +86 21 6335 0003
E-mail : mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Jennifer Zhang

Partner
Tel : +86 20 2885 8608
Fax : +86 20 3888 0115
E-mail : jenzhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner
Tel : +86 23 8823 1208
Fax : +86 23 8857 0978
E-mail : ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

China National Tax Technical Centre

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

Northern China

Julie Zhang

China National Tax Technical Centre
Partner
Tel : +86 10 8520 7511
Fax : +86 10 6508 8781
E-mail : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner
Tel : +86 21 6141 1262
Fax : +86 21 6335 0003
E-mail : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner
Tel : +86 28 6789 8008
Fax : +86 28 6317 3500
E-mail : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland)

German Cheung

Director
Tel : +86 20 2831 1369
Fax : +86 20 3888 0115
E-mail : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Chik, Doris Wai Chi

Director
Tel : +852 2852 6608
Fax : +852 2543 4647
E-mail : dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

Partner
Tel : +86 10 8512 5524
Email : turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

Partner
Tel : +86 21 6141 1368
Email : kitaya@deloitte.com.cn

華東地区

上海

中野 隆正

Senior Manager
Tel : +86 21 3313 8800
Email : tnakano@deloitte.com.cn

華南地区

廣州

左 迪

Partner
Tel : +86 20 2831 1309
Email : ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Deloitte CN, Marketing by email at cimchina@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte China（デロイト中国）は、中国の改革开放と経済発展に貢献するリーディングカンパニーとなることを長期的なコミットメントとし、統合的なプロフェッショナルサービスを提供しています。デロイト中国は、中国のパートナーによって所有され、グローバルにつながりながら、ローカルに深く根ざした現地会社です。中国の **30** 都市において **2** 万人以上のプロフェッショナルを擁し、世界トップレベルの監査・保証、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、ビジネスアドバイザリー、税務サービスをワンストップでお客様に提供しています。

デロイト中国は、誠実さをもってサービスを提供し、品質を維持し、革新に努めています。プロフェッショナルとしての卓越性、業界を超えた洞察力、インテリジェントなテクノロジーソリューションにより、様々な分野のクライアントやパートナーが機会を捉え、課題に取り組み、世界レベルの高品質な開発目標達成を支援します。

Deloitte（デロイト）ブランドは **1845** 年に誕生し、**1978** 年から使用する中国語名「德勤」は誠実さ、勤勉さ、卓越性を表しています。デロイトのメンバーファームのプロフェッショナルネットワークは、現在 **150** 以上の国や地域に広がっています。**Deloitte**（デロイト）は、「**To make an impact that matters**」という企業ミッションのもと、資本市場に対する社会の信頼を高め、顧客の変革と成功を支援し、人材を受け入れるために未来を迎える力を生かし、より強い経済、より公平な社会、持続可能な世界の実現に向けた道を切り拓いていきます。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（「**DTTL**」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつまたは複数を指します。**DTTL**（または「**Deloitte Global**」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。**DTTL** および **DTTL** の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。**DTTL** はクライアントへのサービス提供を行いません。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは **DTTL** のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける **100** を超える都市にてサービスを提供しています。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは **DTTL** のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける **100** を超える都市（オークランド、バンコク、北京、バンガロール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソール、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、**DTTL**、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性或いは完全性に対し、我々はいかなる（明示的或いは暗示的な）言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる **DTTL**、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理人は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しては責任を負いません。

© 2024. For information, contact Deloitte China.